

米国のカナダからの軟材に関する ITC 調査

(パネル報告 DS277、提出日：2004 年 3 月 22 日 採択日：2004 年 4 月 26 日)

間宮 勇

．事実の概要

1．はじめに

本件は、米国国際貿易委員会 (ITC) が、カナダから輸入された軟材について、アンチダンピング税ならびに相殺関税賦課のために調査を行った際、ダンピングおよび補助金の国内産業に与える影響 (実質的損害) の検討を単一の調査で行った事例で、損害認定の部分に限定されている。ITC は、「損害のおそれ」を認定したが、パネルは、「損害のおそれ」の認定に際して検討すべき要素の意味、AD 協定 3.7 条および補助金協定 15.7 条に規定される「状況の変化」、AD 協定 3.8 条および補助金協定 15.8 条に規定される「特別の注意」の意味について判断している。また、単一の調査によって損害認定が行われたことから、本件における審査基準についても問題となった。AD の調査については AD 協定 17.6 条に規定する特例が適用され、補助金の調査については DSU 11 条が適用されることになるが、単一の調査を行ったために、別の審査基準が適用されるのか否か、そもそも AD 協定 17.6 条の審査基準と DSU 11 条の審査基準は異なるものなのかが判断された。

2．調査手続き

2001 年 4 月 2 日： アンチダンピング税および相殺関税賦課の申請

5 月 17 日： 損害認定の仮決定

2002 年 5 月 16 日： 損害のおそれの最終決定

(1) カナダ生産者の生産能力の超過、生産能力・操業度・生産の増加計画、(2) 米国市場への輸出指向性、(3) 調査期間中の輸出増加、(4) SLA の終了、(5) 輸入規制がない期間の輸入動向、(6) 米国市場における需要の増加・改善の予測に基づき、輸入増加の蓋然性を認定。

5 月 22 日： アンチダンピング税および相殺関税賦課の決定

3. パネル手続きの流れ

2002年12月20日：カナダが米国に対して協議を要請

2003年1月22日：カナダと米国の間の協議開催

4月3日：カナダがDSBに対してパネル設置を要請

5月7日：DSBがパネルを設置

当事国は、標準の付託事項に合意

6月12日：カナダが事務局長にパネルの構成を要請

6月19日：事務局長がパネルを構成

9月4日、5日、10月7日：パネルが当事国と会合

9月5日：第三国との会合

EC、日本、韓国が第三国としてパネル手続き参加の権利を留保

. 争点

1. 審査基準

単一の損害認定の評価に対して、DSU11条に基づく審査基準とAD協定17.6条に基づく審査基準がどのように適用されるか。

2. AD協定3.1条およびSCM協定15.1条に基づく請求

AD協定3条、SCM協定15条に規定されたより詳細な義務の違反は、3.1条、15.1条の包括的な義務の違反を構成するか。

3. AD協定3.8条およびSCM協定15.8条に基づく請求

損害のおそれを認定する場合の「特別の注意」の意味

4. AD協定3.7条およびSCM協定15.7条に基づく請求

(1) 「状況の変化」の意味

(2) 規定された要素の検討が適切になされたか。

5. AD協定3.2条・3.4条およびSCM協定15.2条・15.4条に基づく請求

AD協定3.4条、SCM協定15.4条は、損害のおそれの認定に際しても適用されるか。

6. AD協定3.5条・3.7条およびSCM協定15.5条・15.7条

(1) 輸入増加がどのように価格を抑制するのかの説明

(2) その他の要因についての検討

7. 両者を兼ねた損害分析による AD 協定・SCM 協定違反

. パネル判断の要旨

1. 審査基準

・カナダの主張

DSU11 条と AD 協定 17.6 条は、相互に補完的であり、あわせて読むべきである。(7.14)

・パネル判断

AD 協定 17.6(i)条の審査基準の下では、パネルは、調査当局が事実を適切に認定したか、そして事実の評価が公平かつ客観的であったかを審査する。パネルの任務は、新規の審査をすることでも調査当局の判断に代えて判断することでもない。同様に、上級委員会は、DSU11 条に基づくパネルの任務を新規の審査を行うことでも調査当局の判断に代えて判断することでもないと説明している。(7.15-16)

カナダの説明と我々の理解に基づけば、USITC の決定を二つの協定に基づいて別個に分析することが必要でも適切でもないと考える。このような結論は、AD 協定および SCM 協定に基づく紛争解決に関する閣僚決定にも合致する。閣僚決定は、AD 協定 17.6 条を相殺関税に関する調査に適用すべきことを命じていないが、補助金つき輸入とダンピング輸入に関する単一の損害認定が問題となる事件では、矛盾した結論を避けるべきであると思われる。(7.17-18)

法的解釈の問題について、上級委員会は、17.6 (ii) 条の第一文は、国際法上の慣習的規則（ウィーン条約 31 条、32 条）に従って解釈するものとして、DSU3.2 条と抵触せずにそれを確認するものであり、第二文は、ウィーン条約 31 条、32 条が適用されることを前提として、複数の許容される解釈がある場合に調査当局がいずれかの解釈に依拠しているときは協定に合致していると看做されることを規定していると明確にした。AD 協定に関する紛争においても条約解釈に関する同様の規則を適用するが、DSU3.2 条および 11 条の下での判断が同様の結論に達するかは不明である。AD 協定と SCM 協定に基づく

紛争について異なる結論に達することはありうるが、本件では複数の許容可能な解釈が問題とならないのでこの問題を判断する必要はない。(7.21-22)

2 . AD 協定 3.1 条および SCM 協定 15.1 条に基づく請求

・カナダの主張

AD 協定 3.1 条、SCM 協定 15.1 条は、実質的で包括的な義務を規定している。この義務違反の主張は、AD 協定 3 条や SCM 協定 15 条に規定されるその他のより具体的な義務の違反に依存するものではないが、密接な関連を有している。(7.25)

・パネル判断

カナダは、この包括的な義務の違反について独立の主張をしていないため、この請求に関する判断は、より具体的な義務の違反に関する我々の判断に依存している。カナダは、AD 協定 3.1 条、SCM 協定 15.1 条が実質的に異なる義務を規定しており、一定の事実の流れが違反を構成すると主張しているが、カナダはそのような事実を提起していない。そのような主張がない場合、ある具体的な主張について違反がないと判断される場合、AD 協定 3.1 条、SCM 協定 15.1 条の違反もないと考える。具体的な義務違反が認定された場合、AD 協定 3.1 条、SCM 協定 15.1 条の違反もあると判断する理由はない。カナダが独立の主張をしていないため、個別の規定の違反が包括的な規定の違反となるという判断が、AD 協定 3.1 条、SCM 協定 15.1 条の義務を明確化することにはならず、DSB の勧告の履行に対するなんらの指針ともならないため、この問題について判断しない。(7.26)

我々は、AD 協定 3.1 条、SCM 協定 15.1 条に規定する義務の重要性は認識しており、ITC の決定を評価する際に、これらの規定で確立された義務を考慮する。この点に関して、「実証的証拠」と「客観的な検討」の意味についての上級委員会の判断を念頭に置く。(7.27-28)

3 . AD 協定 3.8 条および SCM 協定 15.8 条に基づく請求

・カナダの主張

AD 協定 3.8 条、SCM 協定 15.8 条に規定される「特別の注意」は、損害の

おそれの認定に際して、特に慎重な要素の検討を要求するというより厳しい基準を設定している。(7.32)

・パネル判断

AD 協定 3.8 条、SCM 協定 15.8 条は、「措置の適用は、特別の注意をもって検討し及び決定する」と規定し、調査の後に意味を有すると考えることが可能であるが、文脈からはこの解釈は適切ではない。AD 協定 3 条、SCM 協定 15 条は、損害認定に関する認定全体を規律する規定である。AD 協定 3.7 条、SCM 協定 15.7 条で損害のおそれの認定に関する特別な要素を規定し、「単に申し立て、推測または可能性の希薄なもの」に基づいてはならないと規定しており、AD 協定 3.8 条、SCM 協定 15.8 条は、この基本的義務を強調したものであり、調査の過程においても適用される。(7.33)

カナダは、「特別の注意」に関する特別の法的要件について主張しておらず、それが実証的な証拠に基づく客観的な検討の文脈においてどのような要素となるのか明確ではない。このような状況の下では、個別の規定に関する違反の申し立てを検討した後に検討することが適切であると考ええる。個別の義務違反がない場合に「特別の注意」に関する違反を認定できないとは考えないが、そのためには個別の違反とは別に「特別な注意」に関する独立の主張が必要である。(7.34)

カナダの主張は、「特別の注意」義務違反の事実状況と個別の義務違反の事実状況が同じであることを示しており、個別の違反と「特別の注意」義務違反が同一のものであると主張しているように思われる。個別の義務違反がない場合に「特別の注意」義務違反を認定する理由はなく、また個別の義務違反があっても、それに加えて「特別の注意」義務にも違反すると判断する理由を見出せない。「特別の注意」の要素がどのようなものであれ、個別の義務違反がある場合に、その義務を充たしていないのは明らかであるが、そう述べる事は、AD 協定 3.8 条、SCM 協定 15.8 条の義務を明確にすること、あるいは DSB の勧告を履行するための指針とすることに役立つ。しかし、「特別の注意」が重要であることは認識しており、個別の問題としては扱わないが、損害のおそれの認定における義務を理解するための重要な文脈を提供する。(7.35-37)

4 . AD 協定 3.7 条および SCM 協定 15.7 条に基づく請求

(1) 「状況の変化」の意味

・カナダの主張

損害がない調査期間からの「状況の変化」は、「明らかに予見され、かつ、差し迫ったもの」でなければならない。USITC は、調査期間中に損害を発生させていない輸入が、差し迫った将来に実質的損害を発生させるように現状を変化させるという結論をどのようにして証拠から導いたのかを説明していない。USITC は、将来、輸入増加の蓋然性があり、輸入によって重大な価格の抑制効果がありうると判断しているが、状況の変化が損害を引き起こすか否かについて適切に検討していない。(7.45-46)

・パネル報告

AD 協定 3.7 条、SCM 協定 15.7 条は、何らかの状況の変化が明確に予見され、差し迫ったものであることを要求しており、損害が発生する状況を作り出すのはこの状況の変化である。「状況の変化」について AD 協定は、注で輸入増加の蓋然性を例示しているが、それは、損害のおそれを認定する場合に検討すべき要素としても規定されており、さらに AD 協定 3.7 条、SCM 協定 15.7 条は、一の要因のみでは決定的な判断基準とならず、全体として追加的な輸出増加が差し迫り、措置を採らなければ損害が発生するという結論を導くものでなければならないと規定している。したがって、文言からは、輸入増加の蓋然性が、状況の変化と検討すべき要因の両者にかかわることが示される。しかし、様々な要素が別個の検討を必要とする区別された事実の状況であるか否かは、文言からは明らかでない。(7.53-54)

文脈から見ると、AD 協定 3 条、SCM 協定 15 条は、損害認定を規定し、3 種類の損害を規定している。AD 協定 3.7 条、SCM 協定 15.7 条は、そのうちの損害のおそれについて検討すべき要素を規定している。したがって、「状況の変化」も検討すべき一つの要素であるが、これを単一もしくは特定された出来事として確定しなければならないという根拠を見出せず、「状況の変化」は、単一の出来事、一連の出来事あるいは国内産業の状況の発展を含む。(7.56-57)

調査当局の検討は、その決定から認識できるものでなければならない、重要

なことは、将来が直前の過去と異なることを調査当局がどのように検討したかが、決定から明らかであることである。(7.58)

本件でカナダは、USITC がいかなる状況の変化も確認していないと主張したが、AD 協定 3.7 条、SCM 協定 15.7 条は、特定の出来事を確認することを要求していない。USITC は、国内産業の状況の継続した傾向と輸入増加の予測が差し迫った状況の変化をもたらすと判断した際に、様々な要因を検討している。しかし、このことは、USITC の決定が、全体として検討された要素に基づいた、協定の要件に合致したものであるか答えるのには不十分である。(7.59-60)

(2) 規定された要素の検討

(i) 検討の意味

・カナダの主張

USITC は、輸入増加の蓋然性の判断にのみ基づいて損害のおそれを認定しているが、この判断は、他の要素の検討によって支持されない。(7.62)

・パネル判断

調査当局は、個々の検討した要素について判断あるいは決定をすることを要求されない。AD 協定 3.7 条、SCM 協定 15.7 条に規定された "should" は、規定された要素の検討が義務的でないことを示している。したがって、特定の要素を検討しない、あるいは適切に検討しないことは、当然に違反を構成することにはならない。違反が存在するか否かは、検討された要素の全体および説明に依存する。カナダは、関連する要素が無視されたと主張していないため、規定された要素が適切に検討されていないと結論できない。(7.68)

USITC の決定が全体として協定に適合しているかを評価するため、検討された個々の要素について議論するが、我々の判断は、USITC 決定の全体に対する評価に基づく。(7.69)

(ii) 検討された要素に関する議論

(補助金の性格、輸入の著しい率による増加、十分な生産能力または生産能力の増加、価格の抑制、在庫)

・カナダの主張

USITC は、証拠および / もしくは利害関係者の主張について評価をせずに輸入増加の蓋然性を認定している。(7.71, 76, 79, 82)

USITC は、現在の輸入価格について評価していない。(7.82)

在庫については、一文のみで、それが決定においてどのように考慮されたのかの説明がない。(7.84)

・パネル判断

USITC は、補助金の効果に関する事実認定を行わずに、利害関係者の主張を採用しなかった。カナダの主張は、証拠や事実に関して認定を行わないことが、適切な検討をしていないことを示すものと考えているようだが、それには同意できない。「検討する」義務は、検討すべき要素に関する証拠や主張についての個別の明示的な判断までを要求していない。(7.73-74)

USITC は、国内産業の現状を検討する際に現在の輸入価格を検討しており、全体としての決定の一部を構成している。(7.83)

USITC が、損害のおそれの認定において、在庫に依拠していないのは、決定から明らかであるが、在庫に関する検討について違反を構成するとは結論できない。(7.86)

(iii) その他の要素を含む全体としての要素の検討に基づく決定

USITC の損害のおそれの認定は、輸入の相当な増加に基づくが、米国が依拠する証拠を見る限り、この結論が公平かつ客観的な判定者が到達するものであるとは受け入れられない。USITC が依拠した証拠からは、軟材の輸入が従来水準で推移し、また需要の増加にあわせてある程度増加するという従来のパターンに合致するという結論を支持するように思われる。しかし、これに対して USITC の決定には合理的な説明が見出せない。(7.89)

5 . AD 協定 3.2 条・3.4 条および SCM 協定 15.2 条・15.4 条に基づく請求

・カナダの主張

AD 協定 3.4 条、SCM 協定 15.4 条は、損害のおそれの検討に際しても適用され、特に、個々の要素が将来どのように進展するかという評価も要求される。(7.98-99)

・パネル判断

別に規定されない限り、損害には、損害のおそれも含まれ、AD 協定 3.2 条・3.4 条および SCM 協定 15.2 条・15.4 条は、損害のおそれの認定に際しても予測される影響を評価するという形で直接適用されるといえるだろうが、文言、文脈、趣旨及び目的からそのような解釈は導かれない。(7.104)

損害のおそれについて、3.4 条/15.4 条の要素は、将来の輸入の影響を評価するための背景を確定させるために検討される(メキシコ - コーンシロップパネル)。関連規定は、このような検討が行われた後に 3.4 条/15.4 条の要素に関する予測に照らして将来の輸入の影響を評価することを要求するとは読めない。もちろん、このような分析は、情報の入手が許される限りで可能かつ有益ではあるが、多くの場合、必要な情報の収集が困難である。(7.105)

本件において、USITC は、実質的損害が存在しないという判断の文脈で規定された要素を検討している。また、国内産業が損害に対して脆弱になっていると現状を述べた上で 3.7 条/15.7 条の要素の検討に進んでおり、このアプローチは適切である。(7.106)

6 . AD 協定 3.5 条・3.7 条および SCM 協定 15.5 条・15.7 条

(1) 輸入増加がどのように価格を抑制するのかの説明

・カナダの主張

USITC は、輸入の相当な増加が、将来、どのように価格を抑制する重大な効果を有するのかについての説明をしていない。

・パネル判断

我々は、USITC の決定が AD 協定 3.7 条、SCM 協定 15.7 条に違反していると認定している。USITC の因果関係分析は、将来の輸入増加の影響に依拠しており、その基礎が違反であるとの判断がある以上、因果関係分析が協定に合致しないことは明らかである。(1.122)

(2) その他の要因についての検討

・カナダの主張

カナダからの輸入以外の要素が、米国国内産業に悪影響を及ぼしている強力な証拠があった。(7.124)

・パネル判断

輸入が損害のおそれを引き起こしているとの決定が協定に適合するという判断がなければ、その他の要因による損害の責がダンピングもしくは補助金付輸入に帰されているかという疑問は意味がないが、上級委員会で問題になった場合のための明確化、および履行に関して問題になった場合に指針を提供するため、この問題を検討する。(7.132)

競争条件について、USITC は、損害を否定する判断に関連して議論しており、他の要素を検討しているが、おそれの認定においては、他の要因に関する同様の議論が見られない。調査対象外の国からの輸入については一切言及がないが、調査期間中の増加やこの問題が USITC に提起されたことを考えるならば、それらの輸入の将来的な影響に関する議論もあるべきである。また予測される需要の強化・改善にも、国内産業による供給過剰についても議論がない。(7.133-135)

7. 両者を兼ねた損害分析による AD 協定・SCM 協定違反

・カナダの主張

単一の調査によって損害認定を行ったために、USITC は、AD 協定・SCM 協定がそれぞれ規定する必要な検討を行っていない。特に、SCM 協定 15.7 (i) 条に規定された補助金の性格の検討、AD 協定 3.4 条・SCM 協定 15.4 条に規定された義務的要素の検討、適切な因果関係分析が行われなかった。(7.139)

・パネル判断

カナダの主張が、単一の調査それ自体が協定違反というものではないということが明らかになったが、カナダの主張によって何が協定違反とされるのか明確ではない。(7.145)

いずれかの規定違反が認定された場合にアンチダンピングおよび相殺関税の両者が協定違反となるという見解に同意する。(7.146)

・解説

1. 単一の調査による AD 協定および SCM 協定に基づく損害認定

i. 審査基準

本件では、ダンピング輸入ならびに補助金付輸入の両者による損害を単一の調査に基づいて認定したことから生じる問題が扱われている。

まず、相殺関税のための調査には、DSU11 条が、ダンピング調査については、AD 協定 17.6 条の審査基準が適用されることになるが、それぞれどのようなものであるか、特に、AD 協定 17.6 条に規定する審査基準が、DSU11 条とは異なる特別な審査基準を定めているものであるかどうかの問題となる。パネルは、事実認定に関する AD 協定 17.6 (i) 条の意味について、新規の審査をするものではないとするこれまでのパネル判断を示した後に、DSU11 条に関して、米国熱延鋼板事件における上級委員会が同様に判断したと述べて、単一の損害認定を補助金付輸入およびダンピング輸入に分離して検討すべきではないと判断した。この判断は、必ずしも明確ではないが、両者が異なる審査基準を規定したものではないと判断したように理解することが可能である。

DSU11 条に規定される審査基準については、パネル報告や上級委員会報告において、関連するすべての事実を検討したか、そしてそれらの事実が結論をどのように支えるかの合理的な説明がなされているかを審査するものとし、パネルが新規 (de novo) の審査をするものではないということが繰り返し述べられてきた。AD 協定 17.6 (i) 条の審査基準については、規定の文言を述べながら、表現は若干異なるが、すべての関連事実の検討と合理的説明を要求し、両者の明確な区別はなされていない。DSU11 条では、「客観的評価」を行うと規定し、AD 協定 17.6(i) 条では「当局による事実の認定が適切で・・・評価が公平かつ客観的であったか」を決定すると規定しており、文言上、必ずしも両者が同一の審査基準を規定していると解釈すること否定するものではない。したがって、AD 協定 17.6 (i) 条は、新規の審査を行わないことを明確にするための規定であって、DSU11 条とあわせて適用すべきものであるという解釈も成立する。パネルは、このような解釈を採りながらも、ウルグアイ・ラウンドにおける交渉の経緯を踏まえると明確に判断できなかった、と

考えることができよう。

法的解釈に関する AD 協定 17.6 (ii) 条については、DSU3.2 条に抵触するものではなくウィーン条約 31 条および 32 条の適用を前提としているとする米国熱延鋼板の上級委員会報告を引用しているが、本件では複数の許容可能な解釈が問題となっていないとして、この問題に対する判断を必要ないとした。そこでは、AD 協定 17.6 (ii) 条の審査基準と DSU3.2 条および 11 条の審査基準を適用した場合に異なる結論に達する可能性を認めている。しかし、これまでパネルおよび上級委員会は、用語の通常の意味と文脈、および趣旨目的に従う厳密な文言解釈に基づいて解釈を確定し、複数の解釈が可能である場合が認定されたことがない。条約解釈の国際慣習法に従って解釈して、なお単一の解釈を確定することができない場合がどのようなものであるか、不明のままである。本件パネルが異なる結論に達する可能性を認めたということは、交渉過程などの補助的な手段を用いても確定できない場合があることを完全に否定できないと判断したのであろうが、これまでのパネルおよび上級委員会の判断を見る限り、現実にはかなり例外的な場合にのみありうることと言えるだろう。

ii. 因果関係 - 帰責の問題

ダンピングならびに補助金に関する単一の調査によって損害認定を行った場合、因果関係の認定についても問題となる。AD 協定 3.5 条ならびに補助金協定 15.5 条は、それぞれダンピング輸入および補助金が交付された輸入以外に損害の原因がある場合にその責めをそれぞれの輸入に帰してはならないと規定している。そのため、単一の調査で損害を認定することが認められるとしても、ダンピング輸入および補助金付輸入それぞれが損害の原因となっているか否かを認定する必要があるのか、あるいは両者の累積を認めて実質的な損害を認定することができるのかという問題が生じるのである。

協定の規定を素直に読むならば、ダンピング輸入と補助金付輸入は、別のものであり、両者を区別せずに累積して因果関係を認定することは認められないと考えるべきであろう。従って、ダンピング輸入による損害と補助金付輸入による損害を区別して、それぞれの輸入によって実質的損害（本件では

損害のおそれ)が発生しているか否かを認定する必要があるように思われる。しかし、カナダは明確にそのような主張をせず、パネルもこの点については判断していない。単一の損害調査そのものは許容されていることを考えると、このような取り扱いが継続して認められるならば、協定成立後の慣行として、累積が許容される可能性を否定することはできない。AD 措置ならびに相殺関税は、私企業の価格戦略に対抗するものと政府による助成を相殺するものとして、その性質が異なるとしても、人為的に価格を引き下げる効果を有する行為に対抗するものであり、外見上は同様のものということも可能であり、この点を重視するならば、両者の累積を認めることが許容されるということになる。

2. 損害のおそれを認定する際に検討すべき要素

i. AD 協定 3.8 条および SCM 協定 15.8 条に規定される「特別の注意」

損害のおそれの認定に際して、AD 協定 3.8 条および SCM 協定 15.8 条は、「措置の適用は、特別の注意をもって検討し及び決定する」と規定し、「特別の注意」を払うよう要求している。これが具体的にどのようなことを意味するのかについては、カナダが具体的な主張をしていないために判断していないが、「措置の適用」との文言から調査後に意味を有するという解釈については、文脈から適切ではないと判断している。そして、「特別な注意」は、損害のおそれの認定における義務を理解するため重要な文脈を提供するとした。

この判断は、「特別な注意」が調査によって要件の充足を認定した後、措置の採用を検討する段階で要求されるのではなく、調査においても要求されることを明確にした。しかし、その重要性を指摘しながらも、「特別な注意」がどのようなものであるのかは明確にされず、その後に判断している検討すべき要素の審査においても、どのような形で参照されたのかは不明である。結局、損害のおそれの認定は、損害が存在しないということを前提とするため、その後に損害が発生することについては、特に慎重な検討が要求されるといった程度で理解するほかない。

ii. AD 協定 3.7 条および SCM 協定 15.7 条に規定される要素の検討

本件では、損害のおそれの認定に際して、AD 協定 3.7 条および SCM 協定 15.7 条に規定された要素について個別の認定を行う必要はないと判断された。これは、3.7 条/15.7 条の規定が should を用いていることによる。損害認定については、AD 協定 3 条および SCM 協定 15 条で実質的損害、実質的損害のおそれ、そして国内産業の確立の実質的な遅延という 3 種類の損害を規定しており、損害のおそれを認定する場合にも、3.4 条/15.4 条に規定されたものを含む関連する要素を個別に検討することが義務付けられる。

ただし、損害のおそれの場合、損害は存在しないため、損害認定の場合と異なって、その検討は、将来の損害発生の可能性を評価するための背景を構成する。そして、本件では、実質的損害の存否の認定の際に検討されているとして、改めて検討する必要性を認めなかった。実質的損害のおそれを認定する場合は、さらに 3.7 条/15.7 条に規定された検討が必要となるが、そこでの検討は、個別の厳密なものではなく、全体として将来実質的損害が発生する蓋然性の検討がなされれば良いということである。

ここで重要な点は、損害がない状況から損害が発生するという「状況の変化」が明らかに予見され、差し迫ったものであることを立証しなければならないということである。パネルは、この「状況の変化」を単一の出来事、一連の出来事あるいは国内産業の状況の発展を含むとして、将来が直前の過去と異なることを調査当局がどのように検討したのかが、決定から明らかでなければならないとした。そして、USITC が様々な要因を検討していることを認めながらも、相当な輸入増加が見込まれるという USITC の認定を公平かつ客観的な判定者が到達する結論ではないと判断した。

USITC が、在庫に依拠しなかったことによっては協定違反を構成しないと判断もしており、どのような要素に基づいて決定をするかについては、一定の裁量を認めるが、証拠から導かれる結論が、合理的でないということに基づいて違反が認定されている。この判断を見ると、実質的損害の認定の場合のように、すべての関連要素の検討と合理的説明を厳格に要求するものではないが、損害のおそれの認定に際して依拠した証拠と結論の間の合理性については、やはり厳密さが要求されているといえる。